

ブロック塀等 改善事業 補助制度のご案内



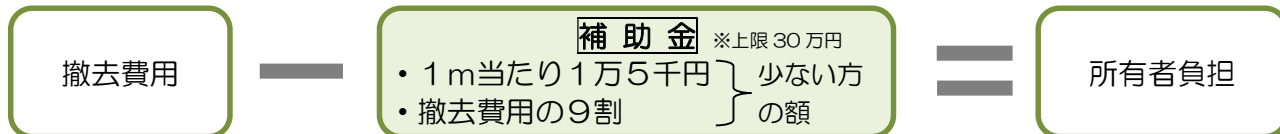
小平市では、地震発生時におけるブロック塀等による被害を防止するため、ブロック塀等の改善事業を行う方に対して、その費用の一部を補助しています。

予算には限りがあることから、ご利用される方はお早めにご相談ください。
なお、申請の受付期間は4月中旬から12月中旬までを予定しています。
【令和7年度より、撤去に対する補助金を1m当たり12,000円から15,000円に増額しました。】

補助金の額

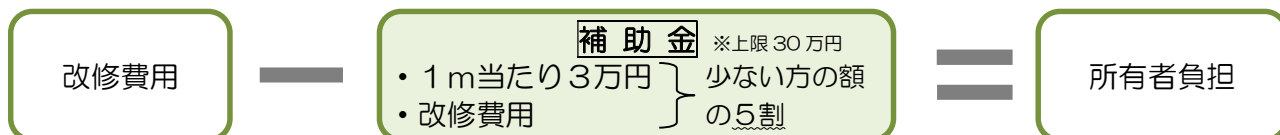
(1) ブロック塀等の撤去

ブロック塀等の長さ1m当たり1万5千円を乗じた額と、撤去に要する経費の9割以内とを比較して少ない方の額。(上限30万円)



(2) 軽量なフェンス等への改修(新たに設置する工事) ※改修のみでの申請はできません

フェンス等の長さ1m当たり3万円を乗じた額と、改修に要する経費とを比較して少ない方の額の5割。(上限30万円)



補助対象事業

次のすべての要件を満たしているものが対象となります。

- 対象となる道路*に面するブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(門柱を含む)。
- 基礎の部分を除く高さが1メートル以上、かつ倒壊の危険性が高いと判断される塀を撤去するもの。
- 軽量なフェンス等を設置する場合は、高さ2メートル以下。ブロック塀等を築造する場合は、高さが0.6メートル以下(ブロック3段分)。※万年塀や鉄筋コンクリート造の塀は対象外
- これまでに改善事業を行う同一の敷地で、この制度に基づく補助金の交付を受けていないこと。

- ・対象となる道路に面している
- ・高さ1m以上で危険性が高い
- ・技術的基準を満たす安全な塀等

※対象となる道路
建築基準法上の道路、市が管理する道路など。詳しくはお問い合わせ下さい。

補助対象者

補助対象事業を行う方で、ブロック塀等を所有する方(法人を含む)

その他

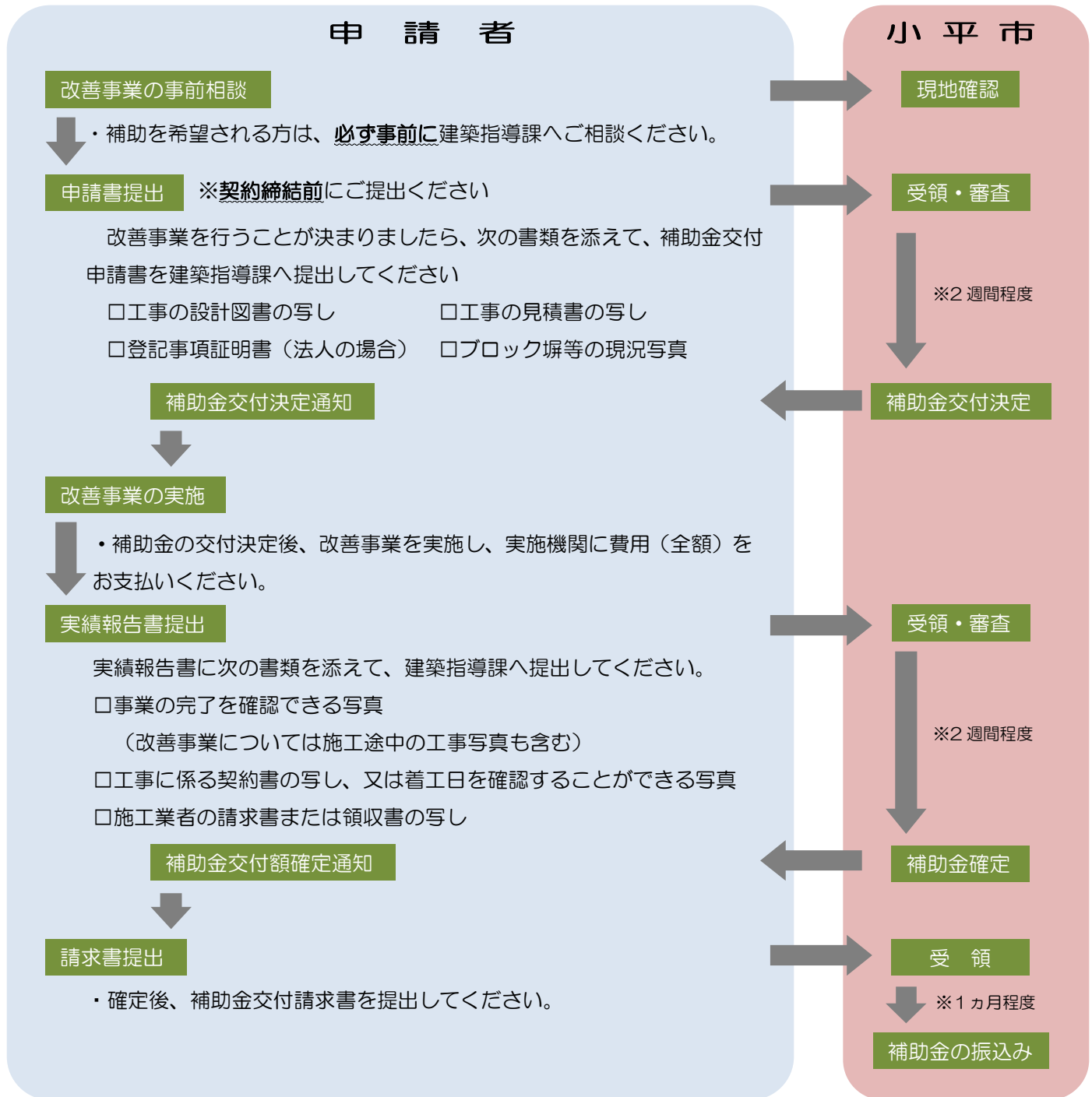
対象となるブロック塀等であるかについて、市の職員が現地確認を行うため、
事前に小平市建築指導課にご相談いただくか、右のQRコードから申し込みください。



(事前調査申込フォーム)

改善事業補助の手続きの流れ

※交付決定前に、改善事業に係る契約を締結した場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。



【お問合せ・ご相談先】

小平市 都市開発部 建築指導課（市役所4階）

〒187-8701 小平市小川町2-1333 TEL 042-312-1145

窓口にお越しの場合は、事前にお電話で日時を調整のうえお越しください。